

平成30年度事業計画作成に向けた意見について

OIST事業計画の作成について

○ OISTの目的

沖縄において世界最高水準の教育研究を行うことにより、①沖縄の振興と自立的発展、②世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

○ 10年後見直しについて

学園法附則第14条において、法律の施行後10年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方について検討することが規定されている。法律の施行後、5年が経過しており、10年後見直しに向けて、OISTは、以下のことを考慮する必要がある。

- 1) OISTがその設立目的である「沖縄の振興と自立的発展」、「世界の科学技術の発展」に寄与していることにつき、対外的な理解を得る必要がある。
- 2) 自立的な財政基盤の強化に向けて、外部資金の割合を引き上げる必要がある。

「学園法附則第14条」

国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 内閣府がOISTに期待すること

(1) 教育研究の成果

世界の科学技術の発展に寄与するため、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を推進する必要がある。そのためにも、OISTにおける研究成果を社会に普及させるとともに優秀な学生を輩出する必要がある。

- ① 研究成果の発表論文数、論文の被引用数の増加
- ② 優秀な教員及び学生の確保
- ③ 日本人学生に対する積極的な募集活動
- ④ 厳格な教員・研究評価の実施

(2) 大学運営

大学運営に問題が生じると、政府からの財政支援も厳しい対応が迫られることになる。OISTにおいては、透明性の高い、適切で効率的な大学運営に努める必要がある。

OISTの運営費は、国からの補助金であり、国民の税金で賄われている。そのため、OISTは、予算の必要性、合理性、効率性、成果を国民に説明する責任がある。

- ⑤ 予算の適正な執行・管理
- ⑥ 研究機器等の大学財産の適切かつ効率的な活用
- ⑦ 事件・事故等の際における迅速・適切な対応及び内閣府への情報提供
- ⑧ 監事による厳格な監査の実施及び監事と役員等との円滑なコミュニケーション

(3) 外部資金の獲得

OISTの外部資金の割合は5%未満である。日本の他大学と比べても低い状況にあるため、外部資金の割合を上げていく必要がある。

- ⑨ 科研費、国等の公募型助成金への申請を促進
- ⑩ 寄附金獲得の促進
- ⑪ 産業界からの投資を促進

(4) 産学連携の推進

OISTの目的である沖縄の自立的発展への寄与及び外部資金獲得の観点から、産学連携の取組をさらに強化していく必要がある。

- ⑫ 国内外の大学、研究機関等との連携強化
- ⑬ 企業との共同研究・受託研究の推進
- ⑭ POCプログラムの推進によるベンチャーの創出
- ⑮ OISTを核としたイノベーションエコシステムの構築

(5) 情報発信

OISTでは、優れた研究が行われているが、世間に十分に認識されていない。OISTの研究成果を周知し、国民に理解を得る必要がある。

- ⑯ OISTの認知度向上に向けて、あらゆる機会での情報発信
- ⑰ 研究や産学連携などの成果を学術界・経済界への発信

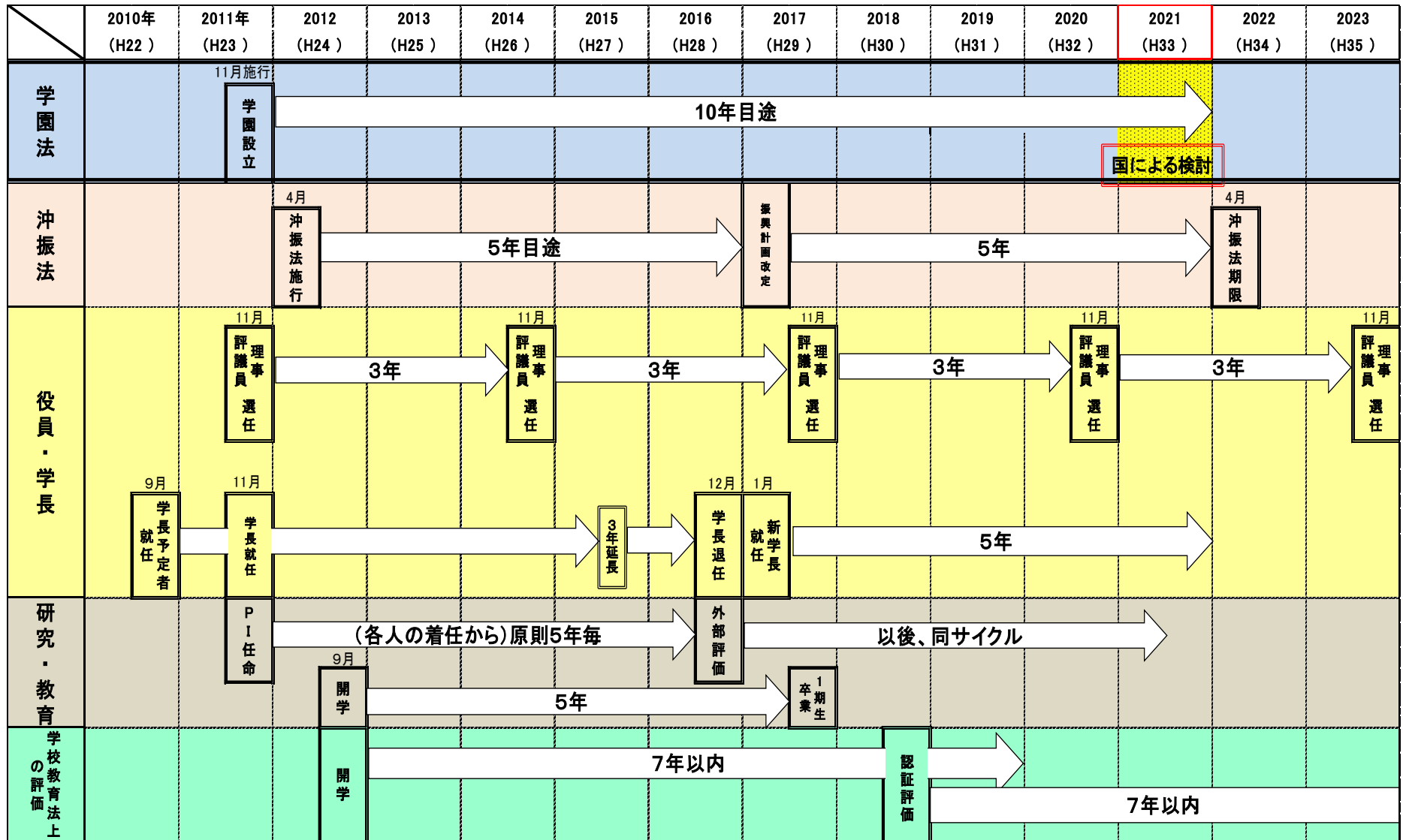
(6) 目標設定

教育研究や産学連携等を推進するにあたり、OISTとして何らかの目標設定をし、目標のもと自己評価を行い、次年度につなげるサイクルを構築する必要がある。

(国内大学の例) 論文数(論文の被引用数)、科研費申請件数、共同研究数、外部資金獲得額など

(参考1) OIST運営上の主要スケジュール

2017年9月版

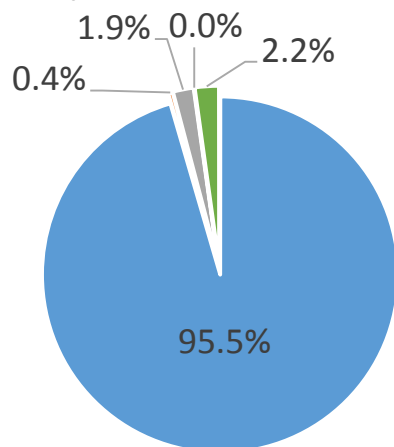


(注) 学園法附則14条:

「国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

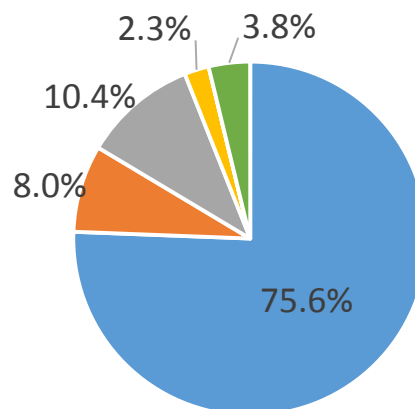
(参考2) 他大学等の財務状況(2015年度)

OIST(148.5)

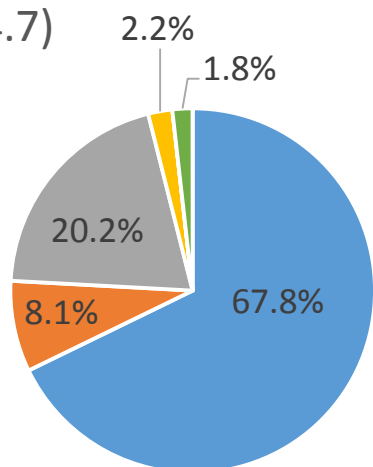


JAIST(72.3)

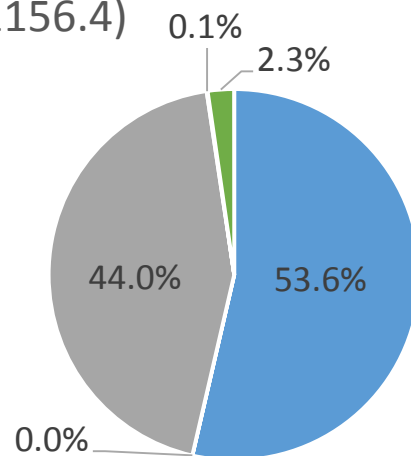
(億円)



NAIST(84.7)



理研(1156.4)



※平成27年度の損益計算書を基に内閣府で作成。